

くんねつぶ  
平成26年5月 No.128

# 社協だより



〔発行〕 社会福祉法人 訓子府町社会福祉協議会  
〔住所〕 北海道常呂郡訓子府町東町398番地  
訓子府町総合福祉センター「うらら」内  
TEL 0157-47-3536  
FAX 0157-47-5556

## シルバーパワー全開で名演! 第37回老人芸能大会!

老連主催による、「老人芸能大会」が3月28日に町公民館で開催されました。  
町内20単位老人クラブから39組が参加され、総勢372名の会員が合唱や踊り  
など日頃の稽古の成果を発表し、盛んに拍手や声援が送られ盛会のうちに幕を閉  
じました。



※この社協だよりは、共同募金の助成により、発行されています。

# 平成26年度訓子府町社会福祉協議会 事業計画・収支予算

## 事業計画

### 【社会福祉事業】

#### ＝事業方針＝

本会は、社会福祉を向上させるための機関として社協が本来持っている「公益性」と「透明性」を基本とし、社協の根幹事業である「小地域福祉活動」を推進し、地域における支え合いの仕組みづくりと、その運営に対する支援を行い、地域福祉に対する住民のニーズを把握し対応するとともに、「ともに支え合う安心・安全・福祉のまちづくり」を目標に、町内会や実践会をはじめ、ボランティア、各関係機関等と協力し合いながら、その推進に努めてまいります。

#### ＝事業項目＝

- (1) 広報事業の実施
  - ・「社協だより」の発行
  - ・「ボランティアセンター」事業推進パンフレットの発行
  - ・「社協各種事業・制度等」周知用総合パンフレットの発行
- (2) 法人運営の財源確保
- (3) 生きがい対策事業
  - ・ふれあい昼食会
  - ・まごころ弁当配付事業
- (4) 地域福祉事業
  - ・小地域ネットワーク事業の促進
  - ・「小地域助け合いチーム」活動に対する支援
  - ・民生委員児童委員協議会が実施するふれあいチーム推進事業に対する支援
- (5) 子育て福祉事業への支援
  - ・新生児の健やかな成長を願い誕生証書を贈呈
- (6) 青少年福祉事業への支援
  - ・子ども会育成連絡協議会への活動費助成
- (7) 身体障がい者福祉事業への支援

- ・身体障害者外出支援サービス事業
- ・身体障害者福祉協会訓子府分会への活動費助成及び、事業活動の推進
- (8) 老人福祉事業の推進
  - ・声かけ郵便事業
  - ・夜光反射材付の「黄色い杖」を希望者へ無償で配布する。
  - ・老人クラブ連合会への活動費助成及び、事業活動の推進

- (9) 戦没者遺族援護事業への支援
- (10) 生活支援事業の実施
  - ・葬儀用供花ポスター頒布
  - ・車イス無償貸し出しの実施

- (11) 社会を明るくする運動事業への支援
  - ・青少年の健全育成と、非行の防止を図るため実施している「社会を明るくする運動」への支援及び事業活動の推進
- (12) 援助活動の推進
  - ・道社協福祉資金貸付事業
  - ・災害被災者への見舞金贈呈
  - ・共同募金運動への支援及び事業活動の推進
  - ・歳末たすけあい運動への支援及び事業活動の推進
  - ・歳末まごころプレゼント事業

- (13) 単身高齢者世帯緊急連絡先情報の更新整備
  - ・民生委員児童委員協議会を通じ、単身高齢者世帯の緊急連絡先等の情報把握と、更新整備

- (14) 心配ごと相談事業の推進
- (15) ボランティア推進事業
  - ・ボランティアセンター事業の推進
  - ・ボランティア個人登録者の増加に努める。
  - ・ボランティア活動の普及と、育成のための講習会・講座を開催
  - ・ボランティア利用者への周知及び募集
  - ・高齢者等災害弱者の救援活動について、関係機関や団体等との連携
  - ・収集活動の実施

- (16) その他各種福祉関係団体との連携
  - ・民生委員児童委員協議会との連携及び活動費助成
  - ・北見地区保護司会訓子府町分区への活動費助成及び、事業活動の推進

- (17) 福祉バンク事業

- (18) 福祉資金貸付事業
  - ・生活資金貸付
  - ・負傷又は疾病の療養に必要な経費、及びその療養期間中に生計を維持するための医療資金貸付

### 【訪問介護事業】

#### ＝事業方針＝

- (1) 介護保険制度による要介護・要支援認定を受けた方に対して、ケアプランに沿った訪問介護を行い、日常生活を支援する。
- (2) 要介護・要支援認定対象外の方に対して、自立支援のための訪問介護を行い、自立した日常生活を支援する。
- (3) 身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者並びに障がい児からの障害者総合支援法による利用申込に対して、支給決定に沿った訪問介護を行い、自立した日常生活を支援する。
- (4) 介護保険による訪問介護事業については、自主財源確保のためにも訪問介護事業の利用者増を図り、また、介護保険や障害者総合支援法及び町が行うホームヘルプサービスを受けることができない、高齢者や障がい者等に対して、利用者の実費負担による社協独自の事業を継続して実施する。

#### ＝事業項目＝

- (1) 身体介護業務（入浴・排泄・食事・通院介護等）
- (2) 生活援助業務（調理・掃除・洗濯等）
- (3) 社協の訪問介護事業「わが家で安心訪問介護サービス事業」の実施
- (4) 声かけ訪問の実施
  - ・福祉ニーズを的確に把握し、サービスの向上及び利用者の拡大を図る。
- (5) 生活情報等の提供
- (6) 生活上の相談・助言
- (7) 家族との連絡調整
- (8) 事業所広報パンフレットの発行

[3] くねっぶ社協だより

【居宅介護支援事業】

Ⅱ 事業方針 Ⅱ

介護支援専門員(ケアマネジャー)は、要介護状態になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者の選択に基づき、多様な介護資源から適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効果的に提供されるよう支援する。

事業の実施に当たっては、町地域包括支援センター、指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び地域の保健・医療・福祉サービス機関との綿密な連携を図るとともに、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類、又は特定のサービス事業者に偏ることのないよう、公正中立な業務に努める。

Ⅱ 事業項目 Ⅱ

- (1) 要介護・要支援者の心身の状況及び家族状況等の実態把握
- (2) 介護相談と訪問指導・助言
- (3) 介護保険居宅サービス計画の作成
- (4) 介護保険認定調査
- (5) 住宅改修の相談
- (6) サービス利用の手続き代行、利用調整
- (7) 福祉用具の展示・選定、使用方法の指導・助言
- (8) 町の在宅福祉サービス(左記)に係わる情報収集業務及び申請代行
- ① 配食サービス
- ② 除雪・排雪サービス
- ③ 愛の声かけ訪問
- ④ 緊急通報装置の貸与
- ⑤ 訪問サービス
- ⑥ 移送サービス
- ⑦ 障害者外出支援サービス
- ⑧ 老人短期入所ショートステイ
- ⑨ ホームヘルプサービス
- ⑩ 住宅改修費の助成

平成26年度 訓子府町社会福祉協議会一般会計(法人・訪問)収支予算

【収入の部】

【単位：円】

科 目	金 額	説 明
会費	1,181,000	個人・法人による会費
寄付金	1,200,000	一般・指定寄付
介護保険	7,679,000	訪問介護による介護給付費
障害者福祉サービス	1,865,000	障害者総合支援法に基づく介護給付費
訪問介護サービス	297,000	訪問介護私的契約利用料
経常経費補助金	24,001,000	町補助金
受託事業	212,000	町及び道社協からの受託金
助成金	1,482,000	赤い羽根共同募金等の助成金
雑収入	124,000	
受取利息	2,000	
経常活動収入計	38,043,000	

【支出の部】

科 目	金 額	説 明
人件費	30,103,000	職員給与等
事務費	3,665,000	事務費等諸経費
事業費	1,883,000	各種事業経費
共同募金助成事業費	1,228,000	赤い羽根共同募金助成金事業
経理区分間繰入金	300,000	
固定資産取得	864,000	新会計基準対応財務会計システム導入
経常活動支出計	38,043,000	

平成26年度 訓子府町社会福祉協議会居宅介護支援事業特別会計収支予算

【収入の部】

【単位：円】

科 目	金 額	説 明
介護保険	6,518,000	居宅介護支援等による介護給付費
受託事業	1,852,000	町からの受託金
経常経費補助金	7,823,000	町補助金
雑収入	10,000	
受取利息	1,000	
経常活動収入計	16,204,000	

【支出の部】

科 目	金 額	説 明
人件費	14,624,000	職員給与等
事務費	1,580,000	事務費等諸経費
経常活動支出計	16,204,000	

## 第64回「社会を明るくする運動」

この運動は、全ての国民が犯罪の防止と罪を犯した人たちの改善更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせて、「犯罪のない明るい社会を築こう」とする全国的な運動で、毎年7月1日～31日までの1ヶ月間が運動強調月間となっています。

犯罪や非行が生まれるのは地域社会であり、また、罪を償い、改善更生を果たす場もまた地域社会にほかなりません。罪を犯した人も非行のある少年も、いずれは社会に復帰し、地域社会の一員としてより良い社会の実現を担うこととなります。犯罪や非行のない、安心・安全な社会を築くには、地域住民が立ち直りに理解を示し、見守り、支えていくことが必要です。

運動期間中、町内では下記の事業が予定されています。町民の皆様のあたたかいご支援と、ご協力をよろしくお願い致します。

### ◎啓発活動

- ・啓発ポスター配布活動(6月)
- ・ふるさとまつり会場での啓発資材配布(7月)

## 生活資金「医療資金」を貸付けいたします

負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中に生計を維持するための医療資金を貸し付けることにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送ることを目的に医療資金を貸し付けいたします。

### 【貸付対象】

- ・ 訓子府町に住所を有するもの
- ・ 返済意思があること
- ・ 世帯主又は主として当該世帯の生計を維持しているもの
- ・ 資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより、独立自活できると認められる世帯であって、資金の融通を他から受けることが困難であるもの
- ・ 医療費に係わる経費を必要とするもの

### 【貸付要件】

- ・ 医療費の支払いが貸付け金額の概ね5割以上となること
- ・ 医療機関が発行する領収書等を2カ月以内に提示すること（連帯保証人なし）

### 【限度額】

- ・ 原則5万円（無利子）

## 平成26年度 日赤社資募集のお願い

毎年5月は、赤十字運動月間です。

日本赤十字社では、災害援護奉仕活動や献血事業など、人間愛に基づく活動を行っています。この活動を支えているのは、町民の皆さまからご協力をいただいております。社資募金です。

昨年度、本町では637,880円の募金協力がございました。この募金運動は5月1日から31日までの1カ月間。全国一斉に実施されますので、昨年度に引き続き、本年につきましても町民の皆さまの心あたたまるご協力をお願いいたします。

## 東日本大震災義援金の受付を延長いたします

日本赤十字社では、「東日本大震災義援金」の受付期間を平成27年3月31日まで延長いたしました。

引き続き皆さまの心温まるご協力をお願いいたします。

## 交通安全杖を差し上げます

社協では、夜光反射材付きの『黄色い杖』を無償で差し上げています。ご希望の方は、社会福祉協議会までお申し出下さい。



# ふくしのひろば

## 第15回 老連ハッピーボーリング大会

2月14日に町スポーツセンターで開催され、町内18クラブから総勢180名が参加し、熱戦を繰り広げました。Aブロックでは得能 稔さん(緑丘)、Bブロックでは古田淑子さん(幸楽会)が優勝しました。



## 訓中福祉の学習で 救命講習を受講

2月21日に、訓子府中学校の二年生37名が訓子府消防職員を講師に救命講習を行いました。“総合的な学習における福祉学習”の一環として、緊急時に自分だけでなく他人に対して何ができるのかを考え、行動できる力を養うことを目的に、心肺蘇生法及びAED（自動体外式除細動器）の使用法、止血や異物除去法を学びました。



## 民生委員児童委員協議会が 「介護体験研修会」を開催

4月16日に、訓子府町総合福祉センターにおいて、民生委員児童委員の日常活動に役立つ知識、技能を得ることを目的として、介護体験研修会を開催しました。

研修会では、車イスの基本操作をはじめ、段差やスロープを走行する際の注意点などを体験を通し学びました。



## 平成26年度 社協会員募集のお願いについて

社会福祉協議会は、社会福祉法人において『地域福祉の推進団体』と位置付けられ、公共性と公益性をもった民間の福祉団体です。訓子府町社協が行っている福祉事業に要する財源は『町補助金』をはじめ、『会費』、『赤い羽根共同募金助成金』、『寄付金』等で賄われており、中でも町民皆さまからの会費は貴重な自主財源となっております。

皆さまからの会費は社協運営に係る経費や地域福祉推進事業費だけでなく、幅広く地域に根差した各種事業の推進に有効に活用させていただいております。

本年度も地域の誰もが『安心・安全』に、暮らせるまちづくりを目指し、各種事業の推進に努めてまいりますので、『社協会費』へのご理解をいただき継続したご協力と、新たな会員の加入をよろしくをお願いいたします。会員になることで、訓子府町の地域福祉活動に間接的に参加していただいているという意味も持ち合わせています。一人でも多くの皆さまが会員となり、参加いただけますよう、ご協力お願い申し上げます。

◆会費会費〔年額〕 【戸別】 ー□ 500円 【事業所等】 ー□ 1,000円

## ボランティアセンターを利用しよう!!



Q. ボランティアセンターで活動するにはどうすればいいの？

A. ボランティアセンターでボランティア活動するには、まずボランティアセンターへの登録が必要になります。窓口で『登録申込書』を受取り、提出して下さい。

Q. ボランティアにお手伝いしてもらいたいことがあるのですが…。

A. ボランティアの協力を受けるためには、窓口で『利用申請書』を提出していただき、その申請の内容をもとに、事務局でボランティアを調整し派遣いたします。

～ 主な活動内容例 ～

簡単な掃除 話し相手 外出介助 声かけ訪問 … etc

※ 内容によっては、対応できないものもございますので、お問い合わせください。

Q. もし、ボランティア中に事故や怪我が起きたら？

A. ボランティアセンターに個人登録していただいている方には、ボランティア活動保険に加入いただいております。活動場所や自宅から活動場所との往復途上の事故や怪我にも対応しており、安心して活動していただくことができます。また、保険料は社協で負担いたしますので、登録者に一切負担はございません。

◆ 訓子府町ボランティアセンターでは、ボランティア実践者、利用者を随時募集しています。ボランティアに関するご相談は訓子府町ボランティアセンター（訓子府町社会福祉協議会）までご連絡ください。

## 車イスを無償で貸し出します

障がい者や高齢者の外出や家庭での介護、短期の入院などのために、車イスを無償で貸し出します。

ご希望の方は社協事務所までお気軽にお問い合わせください。



▽寒修行の浄財を  
宗教法人 増進会 様  
(平成二五年一月二一日  
～平成二六年四月十日)

▽香典返しにかえて  
仁義 登 様 (日出)  
松本 敏 様 (末広町)  
登坂 芳 様 (末広町)  
島田 悦 様 (若葉町)  
田代 幸 様 (東京都)  
須河 悦 様 (弥生)  
中野 幸 様 (東幸町)  
小野 亜 様 (末広町)  
織田 敏 様 (協成町)  
結城 貴 様 (大町)

次の方々から、あたたかいご寄付が寄せられました。  
お寄せいただきましたご寄付は社会福祉のため、有効に活用させていただきます。  
誠にありがとうございました。

あたたかいご寄付に感謝します